

熊 事 研 会 報

第 8 8 号

平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日

発行人 熊本県学校事務研究協議会
会 長 川上 安生
編集代表 研究部長 藤本 久美子
〒 869-1501 阿蘇郡南阿蘇村両併 995
Tel. 0967(62)0126 Fax0967(62)0191

< 今回の主な内容 >

- ・会長挨拶
- ・第 2 回理事会だより
- ・全事研大会復講
- ・各県研究大会案内
- ・地区紹介（上益城）

「友よ、共に語ろう、新しい学校事務の姿を！」

～ いよいよ始まった学校事務の共同実施は、これから私たちに一体何をもちたらすのか？～

熊本県学校事務研究協議会 会長 川上 安生（熊本市立東部中学校）



異常に暑かった長い夏も終わり、やっと秋の気配を感じることができるようになった今日この頃ですが、会員の皆様方におかれましては、二学期のご多忙な中、益々ご健勝のことかと存じます。

しかしながら、まず悲しいお知らせをしなければなりません。かねて病気療養中のところ、9月23日夜、熊本市立桜木小学校事務主幹 米納美代子先生（59才）がご逝去になりました。ご存知の方も多いかと存じますが、米納先生は熊事研では、理事（熊本市事務研会長）もお務めになり、みんなのまとめ役として、また、研究大会でも何度か全体司会・進行役として、ご活躍いただきました。

米納先生の、誰からも愛されるお人柄とご活躍には、私のみならず皆が感謝し、尊敬していたところです。つきましては、ここに会員の皆さまと共に謹んで哀悼の意を表し、心からお悔やみ申し上げたいと存じます。

さて、私が本年度の第1回理事会にて、引き続き会長に選出されてから、早くも半年が過ぎようとしております。その間、私は7月24日に、昨年度から組織加盟した全事研愛知大会の総会に、熊本支部長として、坂本一博事務局長（＝評議員）とともに出席してまいりました。その総会の席上、全事研会長の交代があり、廣田正子会長から、木村信哉新会長（神戸市）にバトンタッチがなされました。

なお、全事研副会長の一人には平成21年度の全事研福岡大会実行委員長の足立慎一氏（福岡市）が選出されております。

また、全事研は来年、創立40周年を迎えます。来年2月に開催されます全事研セミナーの時には、40周年記念祝賀会が予定され、来年8月の全事研福島大会は40周年記念大会として盛大に開催されることが決定しております。

そして、愛知大会では、私は三重県担当の分科会「学校事務の共同実施」に参加しましたが、三重県は、共同実施に関しては8年以上の取り組みの実績があり、まさに共同実施先進県だな、ということを実感させられました。

それから、先日（9月7日）に熊本市で開催されました第10回九州各県事務研合同役員研修会（＝熊本、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、大分、沖縄から総勢約40名が参加、例年、事務局は熊本が担当）では、一応オブザーバーとしてですが、まだ県事務研組織がない大分県から初めて参加がありました。従って、今年の会合は、10年目にして「九州全県の顔ぶれが出揃う」という記念すべき会合となった訳です。

そして、その席上、まず2年後の全事研福岡大会のことが議題となり、次いで各県における「学校事務の共同実施」に関する取り組み等について情報交換を行いました。福岡県からは、具体的な福岡大会準備計画案も提案され、九州各県に対して、分科会における研究発表や参加体制についての具体的な協力依頼がありました。

これらについては、九州各県とも「同じ九州地区の仲間、全事研の仲間」として一致協力して、全事研福岡大会成功のために今後、さまざまな形で支援、協力、参加体制を構築していくことになりました。そして、熊事研としても、当面、福岡大会における分科会発表準備等のためのタスクチームを執行部4役を中心に立ち上げ、対応していくことで理事会のご了解をいただいております。

ところで、今年も、例年よりも一月遅れではありますが、いよいよ年に一度の熊本県学校事務研究大会が開催される時期が迫ってまいりました。二学期になって、学校現場の仕事も多忙を極める中で、鋭意、県大会の準備に取り組んでおられる役員、発表者、各運営担当者の方々のお働き、ご苦労に対しまして深く感謝申し上げたいと思います。

現在、ご承知のように学校教育現場は、私たちが経験したことがない激動の時代の真っ只中にあり、発足60周年を迎えた学校事務職員制度のありようも、恐らく数年の内に否応なく激変していくことが予想されます。

そして、ついに今年度、10月からは、我が熊本県でも、全県下で「加配なき学校事務の共同実施」の試行が始まりました。

従って、今年の第33回熊事研大会では、大会テーマを「変革の時代に対応する学校事務の創造～教育現場に根ざした新たな学校事務の実践～」とさせていただきます。

まず11月27日の大会第一日目は、「学校事務の共同実施」をメインとした内容となります。熊本県教育委員会からは、県教育重点施策、すなわち「学校事務の共同実施」についての行政説明、そして全事研から全国レベルの情報を踏まえた活動（事業）報告、そのあと研究部からは、九州各県からパネリストを招いて、学校事務の共同実施に関するパネルディスカッション「学校事務の共同実施の課題と展望」を開催する予定です。皆さん、どうかご期待ください。

それから、大会第二日目（28日）には一日目の行政説明やパネルディスカッション等を踏まえながら、5つの分科会、分散会が行われます。第1分科会「学校経営と学校事務」は、第1分散会「学校事務職員の職務と法整備」と第2分散会「学校事務の共同実施」とに分かれ、学校事務の共同実施や事務部経営案、人事評価制度、職務標準といったキーワードを中心に各地区からの研究発表が行われます。

また、第2分科会「教育条件整備」も、第一分散会「教育環境整備の取り組み」、第2分散会「施設設備管理への関わり」とに分かれ、学校予算の効率的な執行や、教育環境整備における事務職員の役割を探り、追求します。第3分科会「事務改善」では、文書管理の改善に向けた取り組み、事務引継改善の取り組みなどがレポートされる予定です。

なお、今年も、第4分科会として、講師に佐賀の古川治氏を招き、今、話題の「学校組織マネジメント」の研修のための特別部会を設定しました。古川氏は、この分野では全国的にも有名な第一人者のお一人であり、初心者向けに、パワーポイント等を駆使した分かりやすい講義をしていただくことで定評があります。この「マネ研」は、誰にとっても、事務部経営案の作成や学校事務の共同実施などは言うに及ばず、学校評価など、あらゆる分野で大変役に立つ実務研修になると確信しております。

熊事研としましては、今後とも各地区に学校組織マネジメントの理解者、推進者を育成していきたいと考えておりますので、是非、各地区とも3、4名程度の参加を目標にご協力をよろしくお願い申し上げます。（定員40名程度）

以上の二日間の県大会を通して、県下約600名の会員の皆様が一堂に会し、親交を深めながら、これからの学校教育、学校事務の在り方、学校事務のグランドデザインについて、お互いの夢（ビジョン）を熱く語り合うこととなります。

今年度からは校長会に続いて、新たに県PTA連合会とも連携し、分科会助言者としてPTAのご参加、ご協力をおねがいしました。今後は、保護者、地域等の立場から本大会に積極的にご参加いただき、ご指摘やご提言を頂きたいと考えております。そして私たちの側も、この場を利用して「我ら学校事務職員の心意気」「学校事務の役割」を内外に広く、もっともっとアピールしていきたいものです。そして、そこから私たちの「明日への希望と活力」を生み出していくことができると願っております。

最後になりましたが、第33回熊事研大会が素晴らしい大会になりますよう会員の皆様のご協力、ご尽力を切にお願いいたしますと共に、大会の成功を心から祈念しまして、私のご挨拶とさせていただきます。では、皆さん、県大会で元気にお会いしましょう！

（平成19年10月12日 記）

第2回理事会だより

平成19年10月11日（木）
於：くまもと県民交流館パレア

第2回理事会が、10月11日（木）に開催され、第33回熊事研大会や、当面する諸問題について協議が行われました。議事の内容についてお知らせします。

1 総会等について

- (1) 開会・大会行事等の役割分担について
- (2) ステージ設営配置図について
- (3) 大会・総会行事等進行表について
- (4) 当日のタイムスケジュールについて



2 役割分担等について

- (1) 大会当日のタイムスケジュールについて
- (2) 具体的な業務内容とタイムスケジュールについて

3 その他協議事項

- (1) 共同実施関係及び標準的職務通知に向けての取組について
 - ・県に対し、共同実施に関する要望書を提出する際、学校事務職員の標準的職務に関する通知が、なぜ必要なのか、研究部でまとめたものを添付して、再度、要望書を提出し、現在、県のほうで検討いただいています。
 - 尚、共同実施に関する各地区の取組状況のアンケート結果につきましては、詳細を事務局でとりまとめ、各地区へ資料をメールにて配布しています。
 - ・各地区での様々な取組状況につきましては、各市町村段階で、標準的職務についての要望書をはじめ、市町村合併を機に、諸要綱、規程等の要望書が出されるなど、様々な取組がおこなわれている事が出されました。
- (2) 来年度の研究大会日程及び会場について
 - ・平成20年の第34回大会日程は、第1案を10月第2週～3週、第2案を11月第1週～第2週とし、会場についてはこれまで通り、熊本市鶴屋ホール及びパレアに決定しました。
- (3) 再来年度以降の県大会日程について
 - ・平成21年度は、全事研福岡大会が開催されます。九州地区の全事研加盟6県がそれぞれ分科会を1つ持たなければなりません。熊本でも研究部が中心となって、全事研発表を担っていきますので、第35回大会は変則的にならざるを得ない状況があります。平成21年度熊事研大会をどのようにするか、理事会で検討することになりました。
 - ・平成22年度以降につきましては、今回、大会の持ち方について、会員の皆様にアンケート調査を行いましたので、各地区の結果を出し合いました。それらをもとに検討しましたが、各地区・各会員の意見が割れており、理事会では結論が出ませんでした。今回のアンケート結果を事務局でまとめ、各地区で再度検討して頂き、決定するときは、どうした決め方をしたかを含め考えて頂くことになりました。
- (4) 会長選考委員会について
 - ・今年度は荒玉・熊本・宇城・天草の4地区の理事の方が選考委員となり、理事会終了後、第1回選考委員会が開催されました。

(文責 坂本)



平成19年度 第39回全国公立小中学校事務研究大会復講

「全事研大会に参加して」

熊本市立画図小学校 藤川 英一

熊事研からの派遣により、去る7月25日（水）～27日（金）の3日間にわたって開催されました「第39回全国公立小中学校事務研究大会（愛知大会）」に参加させていただきました。私自身一昨年度の兵庫大会、昨年度の神奈川大会に続き3年連続、通算で6回目の全事研大会参加となりました。名古屋国際会議場をメインに開催された今回の大会は全国から3,200名を超える参加があり、本県からも14名の参加があったようです。

一日目は開会式に続き文部科学省講演や学校事務のグランドデザイン策定に関する全事研本部からの全体研究会等、二日目の分科会、三日目の元NHKディレクター大久保晋作氏の記念講演と盛りだくさんの内容でしたが、個人的には文科省講演の講師が文科省大臣官房審議官（元初中局財務課長）の前川喜平氏ということもあり、今年3月29日に中央教育審議会より出された「今後の教員給与の在り方について」の答申以後の文部科学省の最新の行政説明に興味がありましたので、このレポートは文科省の行政説明を中心にさせていただきたいと思います。

ただし、全事研大会で聴いたときは文科省行政の最新情報だったかもしれませんが、この原稿を書いている時点（9月末日）で2ヶ月以上が経過しており、その間参議院選挙、内閣改造、福田新内閣の発足等々、世の中の流れも急で、この会報が皆さん方の目に触れる頃は目新しい情報とはなっていないかもしれないことをお断りしておきます。

文部科学省講演 講師 文科省大臣官房審議官 前川喜平氏

はじめに

これまでの1年間は大臣官房総務課長として大臣の近くで、文部科学省が国会に提出する法律案を国会でわかっていたら成り立させていただくという仕事に就いていた。特にこの1年は教育基本法改正を含めて重要法案が目白押しでかなりハードな1年であった。

○ 教育3法（「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」）の改正について

学校教育法の改正で「学校における組織運営体制や指導の確率を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとする」という新しい職の設置を規定した。これはあくまでも任意設置であり、設置するかしないかは設置者の判断である。制度上は市町村教育委員会の判断で設置するかしないかを定めるということになるが、県費負担教職員制度を取っているのが政令指定都市以外は県教委も同意していなければ実際の設置は行えない。

教頭と副校長の違いは教頭はあくまでも校長の補佐であるが、副校長は校長に代わって校長の仕事をする事ができる。教頭＝〇〇補佐、副校長＝〇〇代理と考えてもらうとわかりやすい。したがって副校長は基本的には児童生徒の教育を司るという仕事からは外れる。マネジメントに専念することになる職である。学校事務職員から教頭や校長への登用が始まっているが、副校長という職はより事務職員の登用になじみやすい職ではないかと思っている。

主幹教諭は管理職の補佐をしながら授業も行う。マネジメントに一步近づくことになる。管理職の命をうけて、その指示を一般の教職員に伝えるという仕事もすることになるので、職務命令を出すという立場にもなる。今までの主任はあくまでも連絡調整にとどまっていた管理的な仕事ではなかったので、そのあたりが主任とは違って来る。

指導教諭は児童生徒の教育を司るとともに、他の教諭に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行うということで、学校の中では研究主任というような立場の方が指導教諭にいいのかなと思っている。

新しい職の設置については事務長を設置するという問題もある。今回の学校教育法には残念ながら入っていない。しかし中教審で事務長を置くことができるように制度の整備を行うと言われている以上、法律でなくても省令上の職の設置、文部科学省令に規定する職として、規則あるいは通知等で事務長という名前を是非とも出していきたいと思っている。またそれに向けて頑張っていく。

今後の教員給与のあり方について（答申）（抄） 平成19年3月29日（中教審）

あわせて、教員が抱える事務負担を軽減するため、事務職員が学校運営に積極的に関わるとともに、そのサポートにより、教員の事務負担を軽減することができるよう、事務の共同実施の促進、事務職員の質の向上のための研修の充実などを行うとともに、教育委員会の判断により大規模な学校や事務の共同実施組織に事務長（仮称）を置くことができるように制度の整備を行うなど、事務処理体制の整備を図っていくことが必要である。

○ 定数改善（「行政改革推進法」と「2007年骨太の方針」）について

行政改革推進法第55条の3

政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条3項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第2条第1項の教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

教育条件を変えずに子どもの数の減った分に見合う教職員の数を減らす、いわゆる自然減の分だけで対応していけば教育条件はよくはならないが悪化はしない。しかし自然減を上回る純減をするということは教育条件を悪化させなければ自然減を上回る純減はできないということになる。行政改革推進法は公立学校の教育条件を悪化させろと書いてあるに等しい。この法律が邪魔になって定数改善ができないでいる。

そういう中で伊吹大臣は参議院の文教科学委員会での答弁で「教員の事務負担を軽減し新しい体制を図るためには三つの方法があり、一つは教師の方々がおやりになっている事務その他を外部に発注できるものはお金を払って外部に発注する。二つ目はお辞めになった先生や地域の方あるいは一芸に秀でた方を、お金を若干お支払いしてボランティアとして学校の中へ入れてきて、先生のお仕事をカバーしていただく。三つ目が教職員の数を増やす。この3つはいずれも法律改正や予算を伴うので従来の法律を変えるとか予算を分捕るとか、あるいは去年までの骨太の方針を変えてもらうとかそういうことがなければできない。」と、こう答弁しています。現在、この線に沿って文科省としても、どれだけのものが積み込めるか、作業をしているところである。



経済財政改革の基本方針2007（給与・定数関連抜粋）

第4章 持続的で安心できる社会の実現 2教育再生【具体的な手段】 (1) 学力向上の取組

③ 教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間時間の大幅な増加

社会人採用のための特別免許状の活用促進。教員免許更新制導入に向けた取組。授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員適正配置。事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担の軽減。設備・教材の充実、学校施設耐震化などの教育環境の向上。

骨太の方針2007のアンダーラインの部分（「事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託」「等を通じた教員の事務負担の軽減」）は伊吹大臣自身が直接筆を入れた部分である。

要は、皆さん方、共同実施等を行うことにより教員の事務負担を軽減してください。併せて、皆さん方でなければ出来ない業務に特化して、そうでない部分はアウトソーシングしましょう。そのことによって皆さん方がルーティーンといわれる仕事から解放されて、創造的、クリエイティブな仕事に特化していけるのではないだろうか。そのことが皆さん方のポジションの向上につながるのではなかろうかという期待を込めての表現です。政府が決めるこの骨太方針に事務の部分が入ったのは極めて画期的です。表現あるいは内容はともかく、去年の骨太方針2006には事務職員のことは書いてありません。わずか一年でこれだけの表現の違いになったということをご理解いただきたいと思います。

おわりに

ここ数年、予算編成では文科省としては退却に次ぐ退却を余儀なくされていたが、教育振興基本計画の第1年次に当たる来年度予算については反転攻勢に転じたいと考えているので、現場の皆さんからも是非積極的なご意見を賜りたいと思っている。

その他、いろんな資料を使っただけの講演でしたが、紙面の都合ですべてお伝えすることができないことをお詫びいたします。

「来年度予算については反転攻勢に転じたいと考えている」という言葉で結ばれた前川氏の講演でしたが、皆さんすでにご存じのことと思いますが、文部科学省の来年度予算の概算要求では、下記のとおりとなっていることをお伝えしてこのレポートを終わります。

◆教職員定数の改善【新規】

教育再生のため、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を目指す教職員配置（平成20年度から22年度の3年間で総数21,362人の定数改善）を実施。

【内訳】

20年度要求人員

- ①主幹教諭によるマネジメント機能の強化 …… 3,669人
- ②教員の事務負担の軽減（複数校の事務を共同実施する体制の整備促進（事務職員の配置）） …… 485人
- ③特別支援教育の充実 …… 903人
- ④食育の充実（栄養教諭） …… 157人
- ⑤習熟度別・少人数指導の充実 …… 1,907人

計

7,121人

改善事項	改善総数(人)	内 容	20年度要求人数
(2) 教員の事務負担の軽減	1,456	複数校の事務を共同実施する体制の整備促進(12学級以上の中学校の2校区に1人事務職員を加配)	485



～九州各県学校事務研究大会～

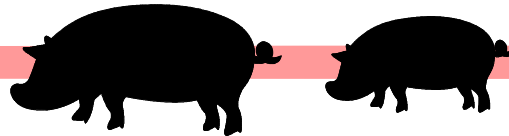
第8回長崎県公立小中学校学校事務職員研究会セミナー

期日 平成19年11月22日(木) 13:00開会
会場 長崎市チトセピアホール
〒852-8135 長崎市千歳町5番1号
研究報告 「県下の共同実施の現状と課題 II」
報告者 未定
行政説明 「学校事務職員を取り巻く情勢」
講師 文部科学省初等中等教育局 予定
申込期限 11月1日(木)
資料代(参加費) 会員外 1,000円
申込先 長崎市立西北小学校 大場 亮助
〒862-8051 長崎市西北町13-1
TEL 095-844-4004 FAX 095-844-4003

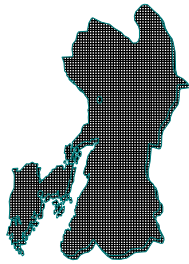


第28回鹿児島県小中学校学校事務研究大会

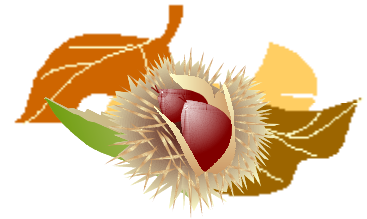
期日 平成20年2月14日(木)～2月15日(金)
受付 2月14日 12:30～13:00 15日 9:00～9:30
会場 かごしま県民交流センター
〒862-0816 鹿児島市山下町14-50
大会テーマ「共に集い 共に語り 共に築こう ^{あす}未来の学校事務」
～主体的に考え、学校運営に参画する事務職員をめざして～
特別講演 文部科学省予定
講演 全事研予定
申込期日 未定
大会参加費 会員以外・県外 3,000円
申込先 未定



詳細については、各県の事務研ホームページ等でお確かめください。



地区研紹介



……今回は上益城地区です……

1 地区の紹介

上益城地区は、平成17年2月の町村合併により、御船町・益城町・甲佐町・嘉島町・山都町の5町となりました。以前、阿蘇郡だった蘇陽町が、矢部町・清和村と合併し、山都町となったことで、さらに面積が広くなりました。

平坦部は、熊本平野の一角に位置し、湧水にも恵まれ米や野菜の生産が盛んです。山間部は、阿蘇外輪山南端の高原地帯、九州山地の深い山々を擁する豊かな自然に恵まれ、高冷地野菜や茶、杉、桧などの産地です。近年は、清和文楽・石橋など歴史文化を生かした都市との交流も盛んです。

2 会の紹介

上益城郡学校事務研究会の会員は37名です。学校再編統合により、会員数が減少していますが、いろいろな特技、技能を持った会員が多いです。男女比は町によってかたよがりがありますが、全体で見るとほぼ半々です。

現在、全日研修会5回、半日研修会3回の年間8回の研修会を開催しています。

研修体制は、全体会と分科会の2本立てです。

全体会では

- ・教育事務所の指導・連絡
- ・県事研関係、理事会等報道
- ・全員で協議すべき事項
- ・講演

分科会は、年度当初に設定した各分科会に所属し、テーマに応じた研究を進めていく形を取っています。ちなみに、今年度は下記の4班です。

- ・県大会へ向けての「発表」班
- ・次年度から始まる「共同実施研究」班
- ・実務で使える「パソコン基礎」班
- ・更なる実力アップの「実務アップ」班

このように研修の機会が守られてきたのは、郡事務研の研修姿勢が認められてきた結果だと思えます。来年度からの庶務課廃止・学校事務の共同実施によって、研究会の研修の場が危ぶまれておりますが、会員一同前向きに取り組み頑張っていきたいと思っています。



……編集後記……



会報87号にて掲載いたしました「学校事務職員功労者表彰に関する内規」に一部誤りがございました。訂正してお詫び申し上げます。

第3条（表彰規程）



3 その他

- ①学校事務の分野で特別な研究活動等の功績があった者
- ②その他、必要がある場合は、理事会で協議し、決定する。



3 学校事務の分野で特別な研究活動等の功績があった者

4 その他、必要がある場合は、理事会で協議し、決定する。

※ 定期総会のおり「平成19年度定期総会議案書」にてご確認ください。